

Title	ベトナムの通史の起点について
Sub Title	Note on the influence of "tōng jiàn" style chronicles on Vietnamese historiography
Author	嶋尾, 稔(Shimao, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2022
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.53 (2022. 3) ,p.181- 202
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000053-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ベトナムの通史の起点について

嶋 尾 稔

はじめに

本稿の目的は、ベトナムにおける神話・伝説と歴史を接合した通史的歴史叙述について東アジア的視野のなかで検討することである。その際、中国の『資治通鑑』系の歴史書の影響について注目する。ここで『資治通鑑』系の影響として考えるのは、『資治通鑑』（1084）（以下『通鑑』）そのものというより、それを拡張して神話・伝説時代まで含みこんだ包括的通史形態とその通俗的な縮約本、及び朱熹の『資治通鑑綱目』（南宋）（以下『綱目』）とその拡張形態である。

『通鑑』にせよ、『綱目』にせよ、統治に関する教訓（善政・悪政）を学ぶための歴史書である。『通鑑』は十分古い時代から比較的近い時代までの出来事を順に記述した編年体の通史であり、その間に多くの司馬光の論贊が挟み込まれている。福島正によれば「礼と人情」が政治道徳的判断の主眼である〔福島 2016:18-19〕。『綱目』も通時的な歴史記述であるが、重要な出来事を綱として簡潔に示した後に、それにまつわる詳細を目としてしめす。統治者の正統の基準とその評価に適合する記述の仕方が「凡例」に細かく規定されている。

前近代中国の通史の起点には、盤古、庖犧（伏羲）、堯舜、春秋の四つの選択肢があったが、『通鑑』や『綱目』は『春秋』を継承するものとして記述されている。司馬光の助手であった劉恕は『資治通鑑外紀』を編んだが、

〔慶應義塾大学言語文化研究所紀要〕第53号（2022）pp.181~202

それは庖犧から始まるものであったⁱ。儒教的合理主義は盤古神話を承認することはなかったが、伝説的なものを全く排除したわけではなくⁱⁱ、『書経』は堯舜の伝承を出発点としている〔竹内 2000:9-14〕。これを踏まえて南宋末元初の金履祥は春秋以前の編年史を堯舜まで遡らせた『資治通鑑前編』を作成した。明代の南軒『資治通鑑綱目前編』（序1595年）は八卦・文字の創始者とされる伏羲に始まる。1630年に刊行された陳仁積評閲の『資治通鑑綱目』は、この『綱目前編』と商輅『統資治通鑑綱目』を合わせた包括的通史形態を取っているⁱⁱⁱ。さらに包括的通史形態を取った通俗的な書物として『歴史綱鑑補』や『資治通鑑節要（少微通鑑節要）』などが刊行された〔嶋尾 2017: 285-286；中砂 2012：第4章・第5章；許 2016:37〕。これらの通俗通史は盤古を起点としている。さらに清代の『御批歷代通鑑輯覽』は、伏羲から明末までを扱っている。

『資治通鑑』のスタイルを十分古い時代から比較的近い時代までの編年史に論贊を付したものと考えたとき、『大越史記全書』はその条件にあてはまる。かつその冒頭に置かれた「纂修大越史記全書凡例」〔陳 1984:67-69〕ではベトナムの統治者に対する正統評価の基準が示されており、この点では『資治通鑑綱目』に倣ったものと見られる。ただし、本文の記述を綱と目に分けてはいない。同書編纂に当たって『通鑑』『綱目』に倣ったと明記した箇所はないが、テキストの各所にその影響を示唆する痕跡は残っている。第一章ではそのわずかに痕跡を拾って検討していきたい。それに対して『欽定越史通鑑綱目』はその題に明らかなとおり『資治通鑑綱目』の書法を採用して編纂されたものである。それは阮朝が満を持して着手完成した国史であり、19世紀末から20世紀初頭のベトナム史叙述の参照基準となった。このように通鑑系の歴史書の影響をうけながら変化していったベトナムの通史的歴史叙述において、通史の起点がどのように考えられたかを検討することにしたい。

1. 『大越史記全書』に対する『通鑑』『綱目』の影響と通史の起点

『大越史記全書』の編纂過程については不明の点も多いが、先行研究〔陳

1984:1-47] [蓮田 2003] を踏まえて概略を述べれば次のとおりである。まず陳朝期（1272年）に黎文休が編纂した『大越史記』がベトナムの正史編纂の嚆矢となるが、同書は現存していない。その後、黎朝期には延寧2年（1455）にこれに続く部分（1427迄）を潘孚先が編纂したが、これも失われている。洪徳10年（1479）に呉士連がこの両者を合わせて改訂し再編纂して完成したのが『大越史記全書』であるが、これも現物は残っていない。その後、これに続く期間について記述した歴史書が編纂されたはずであるが、この時期の史書編纂については確実な資料を欠いている。景治3年（1665）に至って続きの部分（1662迄）が増補された（景治本）が、一部分が版行されただけであった（おそらく版本は残っていない。後述。）。正和18年（1697）に至って、黎僖がさらに続きを増補して徳元2年（1675）までを記述した『大越史記全書』が編纂され、刊行された（正和本）。正和本については正和年間の版本（正和原版）と明命9年（1828）に阮朝國土監が復刻した版が残っている。明治17年（1884）には引田利章が日本で正和本の活字版を刊行している。

正和本刊行以降も景興28年（1767）・同36年（1775）に正史編纂計画が提起され永治年間（1676-79）以降の増補がなされた。明命2年（1821）成立の『歴朝憲章類誌』文籍誌が、景興年間に朝臣が撰した永治年間から永佑年間（1676-1740）までの「国史統編六卷」を載せており、この増補版に相当するものと考えられているが、この名の本は残っていない。増補部分がいつ『国史統編』としてまとめられたのかは知られていない。また、この増補部分の原稿を北部の名族呉家がさらに校正したことが伝えられているが、「国史統編六卷」がその校正稿なのか否かは徴すべき資料がない。極東学院所蔵『大越史記統編』（A1210）という写本の上冊が同一時期を記述しているので、この本と同じものではないかと推測される。さらに西山朝期には黎朝の最後の時期（1741-89年）の国史が編纂されたと推測される。上記の写本『大越史記統編』の下冊がその時期を扱っている。このほかにも正和本以降を扱った国史の別の写本が残っている。1984-86年に陳荊和が正和本と『大越史記統編』を接合した『校合本 大越史記全書』を編纂している。2015年には孫

暁らがA1210本に加えてパリ・アジア協会蔵HN2198本も底本に加えて編纂した『標点校勘本 大越史記全書』を刊行している。

13世紀後半に成立した黎文休『大越史記』は紀元前2世紀ころから13世紀初頭（李朝末）までの通史であったとの情報が記録されている。さらに正和本には黎文休の論贊がいくつか残されている。通鑑的な編年史であった可能性は高い。通史の起点は、南越趙佗であり、神話・伝説の時代は含まれていなかったようである。

正和本には呉士連の論贊も多数残されており、これも通鑑的な編年史の様相を示している。呉士連の『大越史記全書』の性格を知るための情報としては、まず正和本に掲載された「凡例」（「纂修大越史記全書凡例」〔陳 1984: 67-69〕）が挙げられる。この「凡例」が呉士連の時代のものであることをまず確認しておく。この「凡例」は黎朝太祖の国統開始までを問題にしている。かつその最初の条文には、この書が黎文休と潘浮先の『大越史記』に基づいて改訂増補したものであることが述べられている。この規定では、呉権が中国からの独立を果たし雄王と南越趙佗の国統を回復したとしているが、現存している正和本の叙述においては丁部領が国統を再開したことになっている。この点については武瓊の叙述に従って変更したと「凡例」に注記がつけられている。この注記は景治本か正和本の段階で付されたものであろう。武瓊は16世紀初頭にもう一つ別の通史を著した人物である。その通史についてはすぐ後に検討する。潘浮先に後継し武瓊に先立つものであれば、これは呉士連のものでまず間違いない。

この正史の編纂に当たって『綱目』の筆法に倣うと明記した個所はないが、「凡例」中には「朱子綱目」を参照するように促しているところがあり、また「凡例」の主たる内容が正統論であることからして、この「凡例」が『綱目』の書法に倣って作られたものであることは間違いない。ただし、叙述の本文は「綱」と「目」には分けられていない。ベトナムにおいて『綱目』に倣う歴史書は、呉士連の『大越史記全書』が初めてではなかったようである。正和本に掲載された呉士連による序（「大越史記外紀全書序」〔陳 1984:55-56〕）では、陳末の胡宗鷲の『越史綱目』と言う本が賞賛されてい

る。もっとも戦火で失われたというので、呉士連自身が実見したのか、評判が伝わっただけなのかは不明である。ただ、その題からして『綱目』に倣う史書であることが窺われる。その本が呉士連の目標であったという点も、呉士連と『綱目』の親和性を示唆する。

呉士連が歴史編纂の方法論として参考にした中国の史書は『綱目』だけではなかった。「凡例」には、「涇陽王を大越始封之王と為す」とあり、序には「其の始祖は神農氏の後より出ず。すなわち天啓の真主なり」と記されている（ただし国統の創始者とは記していない点には注意が必要であろう）。歴史の起点を歴史上の人物から伝説上の王へ移行させたわけであるが、その作為を正当化するために劉恕の『資治通鑑外紀』が参考にされている。涇陽王・貉龍君・雄王十八代と続く伝説時代について述べた鴻臚紀に付された呉士連の論賛に劉恕の『資治通鑑外紀』への言及がある〔陳 1984:97-98〕。旧史に対して外紀を付すというアイデアをこの史書から得たものと思われる。正和本も外紀（呉権以前）と本紀（丁部領以降）を区別しているが、呉士連の外紀の範囲は正和本のそれとは異なっていたようである。序の後に置かれた呉士連の上表（「擬進大越史記全書表」〔陳 1984:57-58〕）には、「鴻臚蜀王外紀を増入し」とあり、黎太祖が明軍を破ったことを叙述した個所に付された考証には、『全書』のタイムスパンについて南越趙佗から明人支配期までの期間（1634年）と外紀の期間（2672年。鴻臚紀が2622年、蜀紀が50年）というふうに記しており〔陳 1985:550；1984:100,104〕、外紀が南越趙佗より以前の時代、つまり旧史である『大越史記』の起点より古い時代の区分であることが知られる。先行する史書の起点より古い時代を外紀として記述するのは、まさに劉恕の『資治通鑑外紀』のやり方である。陳荊和は正和本に掲載された呉士連の「擬進大越史記全書表」を根拠として、呉士連の『大越史記全書』が外紀全書五卷（北属期まで）と本紀九卷（呉権以降）及黎太祖紀一卷からなると述べている〔陳 1984:8〕が、正和原版の同表自体にはそのような記述はなく〔Nguyễn 1993:19〕、引田本の注に記されているだけである。おそらく引田利章の誤解を継承してしまったものであろう。

このように呉士連の設定した外紀を理解することで「凡例」中の外紀に関

する規定も了解可能になる。外紀の記載は野史に基づいているが、甚だしく「怪誕」なことは削除して記録しないとしている。また、削除はしないにせよ、雄王が十八代続くというのも疑わしいとしている。歴史の起点を伝説にもとめながら、他方で儒教的合理主義を維持しようとしているようである。しかし、上記の論賛のなかで宇宙の起源については盤古神話を呉士連は容認しているようであり、これは劉恕の許容範囲を超えている。

正和本は呉士連の通史と異なり、中国からの独立と天下統一を完成した丁部領以降を本紀とするが、その区分はいつ導入されたのか。景治3年（1665）に范公著が著し正和本が収録している「大越史記続編書」〔陳 1984:59-60〕によれば、武瓊が洪順3年（1511）に編纂した『大越通鑑』（別名『越鑑通考』）が呉権以前を外紀とし、国家を統一した丁部領以降を本紀とした。先に見た「凡例」において、武瓊が呉権でなく丁部領から国統が再開されたというふうに叙述を変更したと注記されていることと符合している。武瓊の『大越通鑑』が、『大越史記全書』の基本構成まで変えてしまうほどインパクトのある本であったことが窺える。洪順6年（1514）には『大越通鑑』のコメント付摘要である『大越通鑑総論』（越鑑通考総論）が黎嵩によって作成され、正和本に掲載されている〔陳 1984:83-94〕。A.L. Fedorinは、莫朝の歴史家がこの歴史叙述を継承し『大越史記通鑑続編』という歴史書を編纂し、その本がそれ以降の『大越史記全書』の編纂に利用されたという新説を出している〔Fedorin 2008:145-168〕。ここで注目しておきたいのは、「通鑑」の名を冠した歴史書が16世紀ベトナムで作成され大きな影響力を持ったということである。そして、これらの新しい通史においても歴史の起点は鴻厯紀のまままで変更はなかった。

2. 縮約版通鑑の影響

西山朝期の景盛8年（1800）には、四書五経諸史を刊行して天下に頒布せよとの詔を受けて北部の名族呉家が『大越史記前編』（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）を編纂し版行した。鴻厯紀から属明期に関する記述で

ある。

この国史には新趣向が盛り込まれていた。冒頭に二つの歴史図表「前編歴代国統分合図」と「前編歴代帝王伝継図」が置かれている。いずれも鴻龐氏の涇陽王・貉龍君・雄王が最上部に位置し、通史の起点が一目でわかるようになっている。これは縮約版通鑑系の影響を受けたものではないかと思われる。『歴史綱鑑補』には、「歴代帝王国統之図」「宋朝伝授之図」「元朝伝授之図」が載せられている。帝王国統の系譜では盤古は省かれ、天皇・地皇・人皇が歴史の起点となっている。このほか、『大越史記前編』は開闢後の展開に関して術数的な議論である元会説と十紀説に触れている。これも『歴史綱鑑補』に見られるものである。

そもそも縮約版通鑑がベトナムにいつごろから受容されていたのか。それを明確に伝える史料は見当たらないが、18世紀中葉に一般に流布していたことを示唆する記事が『大越史記続編』景興23年（1762）9月条に見られる〔陳1986:1152〕。それによれば、歴史情報を集約するために、「綱目・綱鑑及び諸儒評論」を収集して「合訂少微旧書」を編纂して天下に頒布しようとしたが、失敗したとある。「綱鑑」や「少微」という書名は縮約版通鑑を容易に連想させる。19世紀には中国の縮約版通鑑がベトナムでも版行されている。『新刊補正少微通鑑節要大全』という本が、少なくとも嗣徳3年（1850）と嗣徳19年（1866）に刊行されている。ベトナム国家図書館が所蔵しており、図書館のサイトでデジタル版を見ることができる。

これらの縮約版通鑑はベトナムの児童向け歴史教育に影響を与えている。1820年代に作成されたと思しき初学教科書の『初学問津』は北史（中国史）のアウトラインを学ぶための本として「少微」「綱目」「綱鑑」を挙げている〔嶋尾2016:203-204〕。

3. 『欽定越史通鑑綱目』における通史の起点の変更

黎朝期の『大越史記全書』『大越史記続編』に代わる阮朝の国史『欽定越史通鑑綱目』が完成したのは建福元年（1884）、阮朝がフランスと保護国条

約を結んだすぐ後のことである。本章では、編纂が遅れた諸事情を確認したあと、その新しい通史が歴史叙述の起点をめぐる議論を巻き起こしたことを見ていきたい。なお、『欽定越史通鑑綱目』の成立過程についてはフィリップ・ラングレーの古典的名著がある [Langlet 1990]。

3.1 阮朝初期における通鑑系への関心

1801年阮朝成立前夜、西山朝との戦争が大詰めを迎える中の軍旅で後の嘉隆帝、阮福映が『資治通鑑綱目』を読んでいたことが『大南寔録』に記されている。侍書院に「綱目正編前編」を編集・進覧させ、喜んで文臣と議論をしたと伝えられている^v。嘉隆13年（1814）春正月には、侍書院に「清乾隆御批通鑑」を編集・進覧させている^{vi}。

阮朝においても通鑑系編年史が歴史記述の常識的素養として共有されていたことが窺える。特に『御批歷代通鑑輯覽』は、従来からのベトナムの包括的通史志向と合致するものであろう。

3.2 「南史」の不在

二代明命帝は別の方向から国史について考えるようになった。「北史」（中国史）に対する「南史」（ベトナム史）の構築という問題が困難な課題として浮上してきた。それは何故問題となり、何故困難であったのか。（「南史」といい、「国史」といい、「越史」というのは、同じものである）。

17～18世紀のベトナムでは黎朝は名目的に存在するのみで、実権は北の鄭氏政権と南の阮氏政権が握っていた。阮朝は南北を統一し、全国を統治する政治システムの構築に腐心した。嘉隆帝期には科挙（郷試）が再開された。明命帝期に郷試・会試・殿試の三段階制が整備され王朝の統治の基礎をなすようになっていた。明命18年（1837）には、寧太道御史阮文達が科挙の試験問題について、「本国の前言・往行」が消滅しないようにするため「経伝、及び南史記載諸家文集」^{vii}を専ら正問とし、北史を補足とするように提案した。科挙教育において「南史」は不在であった。それに対して明命帝は、「我越前代史記」は直筆していないことが多くその誤りをまず訂正し

「信史」^{viii}を明らかにする必要があるので、すぐに試験問題にするのはよろしくないと言った。検討を命じられた礼部も同様の見解であったが、問題の焦点がより明らかに示された。黎朝中興後の鄭氏の専横（とくに鄭松の不道を挙げる）を直筆して罪を正すことをせず、むしろこれを擁護して咎を黎朝に帰するような誤りを犯しているので、このようなテキストを出題すれば回答は困難である。ゆえに「歴代南越史記」を改修して、それを士人に伝達共有させて初めて「南史」が出題可能となる^{ix}。鄭氏政権を正当化する歴史記述に代わる国史の構築が必要とされていたことが知られる。

同年冬12月には、「黎季事跡」の資料収集が始められる。徳元年間以前は正和本（「呉士連・黎僖等史記一書」）があるので一応考証可能である（正和本を全面否定していない点に留意）が、永治～景興年間（1676－1786）は資料が足りないとして、民間に家蔵されている関連資料を、漢文資料であれ字喃資料あれ、端本であれ野卑であれ、かまわず納入させた^x。少し遅れて、翌明命19年（1838）春2月には「黎史統編」を民間で家蔵することを禁じている^{xi}。この「黎史統編」は「本紀統編」あるいは「黎史本紀統編」とも呼ばれている。前年末に始まった資料収集の過程でこの本が民間に流布していることに気がついたのではあるまいか。この時に出された論は次のようにこのテキストを評価している。中興後に権力は鄭氏に帰し、黎君は徒に「虚器」を擁するのみとなったため、各卷すべて「尊鄭抑黎」の立場で書かれ、鄭氏の暴虐を曲筆賛美するに至っている、当時の歴史書編輯担当者はみな「鄭之私人」であり、公儀直筆の原則で書かれたものではない。さらに重要な情報としては、木版は散逸したとしても士民が印本を所蔵している可能性がある、或いは印本・抄本に関わらず全て接收して廃棄すると述べている点である。この「黎史統編」は版行されていたことが明らかである。この呼びかけに応じて明命20年（1839）冬12月には河寧道御史阮有常が『黎史統編書』を献上している。これは元和～徳元年間（1533～1675）を記述した「印本二卷」であった^{xii}。正和本とも景治本とも異なる版本があったことが知られる。

チャン・ヴァン・ザップは、この「黎史統編」を西山朝期に『大越史記前編』の続きとして呉家が編集して出版されたものと推測している〔Trần

1984:91-93] が、確たる証拠はない。明命帝の批判は、むしろ黎朝期鄭氏政權下における知識人の修史における阿諛に向けられているように見える^{xiii}。

「大越史記本紀統編」の名称を記したテキストは正和本の他に端本として残るものがある。これについては蓮田隆志が精力的に検討している（蓮田がNVH本と呼んでいるものである）[蓮田 2003；2014；2017]。これを景治本と見なす見解もあるが、蓮田は慎重な態度を取っている。この端本がここでいう「黎史統編」にあたるのではないかと私は考えている。永祚元年（1619）に鄭森が鄭樞に敬宗を殺害させた事件についての記述の仕方を検討してみる。正和本では敬宗と鄭椿による鄭森暗殺計画について触れたあとに「五月十二日遂逼絞帝崩」（巻18:18b）と記し鄭樞らが敬宗に自死を強制したことが示されている [Nguyễn 1993:594-595]。端本では君主殺害を正当化する鄭森と臣下の会話を示したあとに「帝慙懼謂皇后曰何面目見王父、遂自縊崩。」（巻20：22ab）とあり敬帝が自らの悪事を反省して自殺したことになっている [Nguyễn 1993:655]。明命年間に礼部や明命帝の述べた批判と適合する内容である。この端本の詳細については全く見当がつかない。しかし、少なくとも、このような歴史叙述が民間に流布していることは明命帝にとって許しがたいことであつたと思われる。これに対して、明命帝は故事を博搜して考証を加えて信頼に足る正史を編纂することが先決課題であるとした。

なお君臣の名分を重んじる『欽定越史通鑑綱目』はこの事件について「夏五月松弑帝於内殿」（巻31：17a）と記し、家臣たる鄭松による君主弑殺であることを明示している。

こうして明命期に科挙教育から「南史」は除外されたが、それはその後どうなったか。嗣徳3年（1850）には、策問の試験に関して、「国史・世務」について出題する場合には、典故や史実に依拠し、常套句や粗略な言葉を専ら用いて発問することないように要請されている。また、受験者は「国史・世務」に関しては利害得失を詳しく丁寧に説明する必要があり、うすっぺらなこじつけや隠ぺいで無益な議論をしてはいけなさと提案された^{xiv}。しかし、実際の試験で「国史・世務」の問題が出されたかは疑問である。嘉隆6年（1807）から成泰9年（1897）までの文策を集めた『成泰丁酉新刊 國朝歴

科郷策 四巻』（公善堂編輯、ベトナム国家図書館所蔵）を瞥見したが、それらしき出題・解答は見当たらなかった。また、フランスの軍事侵略が始まった1858-74年には策問は大問一題ではなく小問十題がだされたが、歴史の出題は「漢唐宋史」に限られている^{xv}。この間の嗣徳21年（1868）には、今の「学者」は「時務」について学習したことがないので、「大南会典・一統志・皇朝律例及越史綱目・全編武経直解」を講義するように提案されており^{xvi}、国史について学んでいなかったことが知られる。ここで「一統志」というのは『大南一統志』のことで、「越史綱目」は『欽定越史通鑑綱目』のことを指すと思われるが、いずれもまだ刊行されていない。草稿が利用可能だったものか^{xvii}。さらに嗣徳33年（1880）に至って中央・地方の学臣に対して、「我國歴代史編・国朝会典・六部律例・大南一統・歴朝類誌」を印刷頒布して講義させ、それが完了した後、文策（策問）において「史編・類誌諸書一二段」を「経伝・北史」とともに出題するように提案がなされている^{xviii}ので、この時点でも科挙教育に「南史」が不在であったことが窺われる。『欽定越史通鑑綱目』の巻首に付された上奏内で、「我越歴代史編年一書」を改訂する旨が記されているので、ベトナム通史を一般的に「我國歴代史編」と称したものであろう。『欽定越史通鑑綱目』も『大南一統志』もこの時点でもまだ公刊されていない。

科挙の試験科目に「北史」と並んで「南史」が出題されるようになるのは、1906年に近代的な科挙改革が行われてからである [Nguyễn 2019 ; Phan 2019]。

なお、このような「南史」の不在を児童向の初学テキスト中の歴史摘要が補ったことについては既に論じたことがある [嶋尾 2012 ; 2013 ; 2016]。そこでも歴史の起点は鴻臚であった。

3.3 正当論の回帰

明命帝の構想した国史の編纂が始まるのは嗣徳帝の時代に入ってからである。嗣徳2年（1849）秋8月に嗣徳帝は張登桂との会話のなかで黎史の編纂について述べている。そこでまず強調されたのは正統であった。具体的には

黎史が莫朝を正統としたのは史法ではないと批判された^{xix}。ただし、正和本を見る限り、莫登庸の年号は朱子綱目の書法に従って（「凡例」にも規定）大書せず「分註」（割註）にしてあるので正統扱いではない [Nguyễn 1993: 521]。あるいは「附莫登庸」の見出しから始まる記述が独自の統治期に見え、その冒頭の履歴の記述に「詔を偽って禅譲を称したが、確かに権力を掌握した（仮詔称禅、而即真也）」とあることを問題にしたのかもしれない。あるいは莫氏を正統とする異本があったのか、不明である。ここでは嗣徳帝が正統問題に強い関心を示したことに注目しておきたい。正統問題を強調したあとに鄭臣による褒貶の不公正という問題が挙げられている。

かくして嗣徳8年（1855）末に『欽定越史通鑑綱目』の編纂が開始される。『欽定越史通鑑綱目』の巻首に掲載された同年12月15日の論では「紫陽綱目書法」（紫陽は朱熹の別称）に従うことが明確に宣言されている。嗣徳帝は科挙教育における国史の不在が王朝儀典の欠落であり学者の病弊となっていることを力説し、それが旧史の不備によることを指摘したうえで、訛謬を訂正し褒貶について筆削を加えるためにひとえに「紫陽綱目書法」に従うと述べている。史臣の上奏も、修史にとって正統を明らかにすることより大事なことはないという立場を示している。その結果、建福元年（1884）には、正統や君臣の分に関する詳細な「凡例」（「欽定越史通鑑綱目凡例」）が付され、綱と目を明確に分けた編年史が完成した。

旧史に代わる新しい国史が必要であるという方向を打ち出したのは明命帝であったが、それを実現する段になって明命帝がおそらく想定していなかった方向にことは展開し始めた。厳格な正統論による歴史の起点の変更である。

3.4 歴史の起点の変更

建福元年（1884）に完成した『欽定越史通鑑綱目』の出だしは次の通りである。

雄王建国号文郎都峯州

鴻臚氏首日涇陽王相伝我越之始君也生
貉龍君王乃貉龍君之子也

ゴチックが綱で明朝体が目である。この記述については「凡例」に規定がある。それによると、旧史は国統を涇陽王から始めているが、その当時のことははっきりせず確たる根拠はないので、ここに勅諭を奉じて、雄王紀から記述を始めて「得統之始」を表し、涇陽・貉龍二紀は雄王の下に分註し、その事跡を略書して「疑以伝疑之義」^{xx}に合致させることを期す。確かに本文は国統を涇陽ではなく雄王から始めるという規定に従った記述になっている。しかし、本文の記述では涇陽・貉龍の名は分註されておらず、目においてその事跡が略書されているだけである。このような混乱が生じた背景として、この国統の起点の変更をめぐる意見の対立が存在したことが考えられる。

「凡例」が根拠とした勅諭は『欽定越史通鑑綱目』の巻首に掲載されている嗣徳9年(1856)7月12日のものである。「凡例」に規定されたと同様の内容を含むだけでなく、さらに涇陽・貉龍に関する記述が「牛鬼蛇神荒誕不經之説」に涉り史家の「舎怪存常(怪を捨てて常を残す)之義」が存しないと強く批判している。この勅諭の前に同年6月10日に皇帝に提出された越史局総裁・副総裁・纂修らの上奏が掲載されているが、そこにはこの問題をめぐる意見の対立が示されている。国統の起点の変更を主張する改訂派は「元儒金履祥」と「明儒涓渭南軒」を引いて議論を展開する。上述のとおり、それぞれ『資治通鑑前編』と『資治通鑑綱目前編』を編纂している。前者は『尚書』(書経)に依拠して堯から記述を始めている。後者は庖羲まで記述を遡らせたが、それは庖羲が「萬世文字之祖・帝王治平之源」なので「歴史を書くものは伏羲に端を發すべきことは疑いない(「作史者當自伏羲造端無疑也」)」と論じている。また後者は盤古・三皇の時代は徴すべき典籍がないので載せないとしている。改訂派は金履祥の『前編』の「後序」、南軒の『綱目前編』の「資治通鑑綱目前編原始」、同「資治通鑑綱目前編引」の内容を正しく提示している。とくに「」内は原文のフレーズをそのまま残している。

これらを踏まえて、旧史の涇陽・貉龍に関する記述が批判される。「上古世」のことははっきりしない（「渺茫」）ので、空想で編纂されており信じるに足りない（「憑空撰出、恐無所取信」）。『柳毅伝』のような小説を援用していることも否定される。涇陽・貉龍を「建国立統之首君」とすることはできない。これに対して雄王の時代には国が十五部に分けられるなど制度が作られ始めており、その時代に関しては中国の史書にベトナム方面に言及するものも出てくる^{xxi}ので、信頼性を確保できるだろう（「徵信」）。『資治通鑑綱目前編』が伏羲を起点とすることの意義を考え、国統の由来を明らかにすべきである^{xxii}。ベトナム史の国統の創始者は雄王とすべきである。涇陽・貉龍のことは雄王の下に伝聞として注記すればよい。

これに対して鄧國琅が反論したことをこの上奏は載せている。高春育『国朝郷科録』（成泰5年〈1893〉、龍崗蔵版、慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）巻1：74bによれば、鄧國琅は清化の出身で明命12年（1831）の挙人であり、鴻臚寺卿となっている。鄧國琅は次のように主張した。涇陽・貉龍の時代ははるか昔でありその記述も「荒誕」（でたらめ）なことが多いが、都と国を長期に維持した実績がある（「建都立國、歴有年所」）のだから、これも「我越之始君」である。だからこそ呉士連は洪徳10年（1479）に『大越史記全書』を編纂したときに涇陽王を「国統首君」としたのである。その時の皇帝聖宗は文学を愛好し、野史や民間の古今伝記を収集し参考文献とした。その後錚錚たる儒臣が輩出したが、誰もその是非を言わなかった。儒臣に命じて二度の正史改訂が行われたときも、「博雅君子」は乏しくなかったはずだが、誰も国統の起点を改めなかった。呉士連の歴史観は空想に基づくものではない。もし雄王を起点として涇陽・貉龍を雄王の下に注記するだけにしたら、系譜（「世次」）や起源（「源委」）が不備になってしまう。鴻臚氏紀は涇陽・貉龍を起点とし、理に近いようなことを書くようにするのがよいだろう（「奉擬鴻臚氏紀似応起自涇陽・貉龍二君、約略近理之事者書之」）。それを雄王に接続し「国統之所始」を明らかにする。「荒誕」なことは目のあとに付録としてその説も残しておく。

この議論の裁定は皇帝に委ねられた。上奏を受けた嗣徳帝は上に見た通り

改訂派の主張を是認した。これで「凡例」が定まった。しかし、最終的なテキストは「凡例」と齟齬がある。これは如何なることか。

国統の起点については議論が続いたようである。それを示す情報が、阮通『越史綱鑑考略』（慶應義塾大学ス道文庫蔵版本）に見られる。『国朝郷科録』巻3:14bによれば、阮通は嘉定省の出身で嗣徳2年（1849）の挙人である。この本は嗣徳30年（1877）の序を持つが目録のあとに「女阿珊校」とあり、版本が作られたのは後のことであろう。同書の冒頭に掲載された序と「原片」によれば、嗣徳29年（1876）5月に礼部を通して国士監に対して『欽定越史通鑑綱目』の草稿を分担して校閲するように指示が出された。「史草併史館聲叙四本覆閱冊二本」が渡され、6～8月の間に精査して報告するように求められた。阮通もこの校閲者に選ばれ、前編の雄王紀から宋乾徳4年（966）まで、及び正編の丁先皇から興慶元年（1407）までを校閲し、167条の意見書を提出した。この意見各条を改訂しかつ周辺国に関する項目を加えて編纂しなおされたのが『越史綱鑑考略』である。

その巻1の最初に雄王紀の問題が取り上げられている。この草稿の時点で雄王紀の綱と目の記述が完成版と同じであったことがまず確認できる。涇陽・貉龍のことは分註ではなく、目で記述されている。この変更がいつなされたかは不明である。しかし、この目の書き方に不満を持つ人々があった。范徽と范熙亮である。范徽は河静の出身で嗣徳4年（1851）の制科の合格者であり、范熙亮は嗣徳15年（1862）の副榜である [Ngô 2006:722, 735-736]。彼らは、綱が雄王から始まるのであるから、目も涇陽に関する記述として示すのではなく雄王の系譜を遡る記述にすべきであると主張して、代案を示した。この代案を阮通は痛烈に批判し、彼らの記述は曖昧冗長であり自己顕示欲に基づくあら捜しだとした。結局、この提案は通らず草稿のまま完成に至る。綱を雄王から始め、目において涇陽について書くというのは改訂派と守旧派の妥協の産物であったのかもしれない。阮通は「(草稿の) 叙述は簡潔でのりにならなっている (『有法』)。まさに担当した纂修諸員が最も意を用いたところである」と評しているのは、そのバランス感覚を肯定したものでなかろうか。

この議論がなされたのと同じころ『御製越史総詠集』という別の公的歴史が完成し公刊されている（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）。歴史的事物について詠唱した詩を時系列的に並べた「編年史」の一種である。嗣徳27年（1874）に完成している。この歴史書も巻首に「凡例」を付しているが、それには「大越史記は涇陽王・貉龍君を我国拓祖としているが、はるか昔の曖昧な話で証拠もないので、この作品集の中の詠詩は雄王に関するものから始める。二君のことは〈佳詠百男一篇〉において詳細を示す」とある。通史の起点を雄王とすることは既定のことであった。あとは涇陽王・貉龍君の記述をどう処理するかが課題であった。

既に〔嶋尾 2004〕において論じた通り、20世紀初頭には漢文で書かれた教育用の通史がいくつか出版されているが、それらの殆どが涇陽王・貉龍君に関しては懐疑的あるいは否定的な態度を示している。『欽定越史通鑑綱目』による通史の起点の変更は成功したようである。

3.5 異論

とはいえずすべての歴史書がそれに倣ったわけではない。武文立が成泰8年（1896）に『南史輯編』という歴史書を編纂している。写本でのみ伝わり版行はされていない（慶應義塾大学斯道文庫所蔵）。武文立は『国朝輯科録』巻3:37aによれば南定の出身で嗣徳5年（1852）の挙人である。高春育と杜文心がこの本に序を寄せている^{xxviii}（この二人については後述）。

この歴史書は通史部分が大半ではあるが、地誌的な記述、周辺国の概略、宗教概略を載せている。自序および杜文心の序を見ると、『欽定越史通鑑綱目』が参照基準になっていることが示されている。この公定史書が掲載しない情報を収集することを一つの目的としている。そうしないとそれらの情報がいずれ散逸してしまうという危惧を示している。

この史書の通史部分は、鴻龐氏紀の涇陽・貉龍から阮朝の嘉隆帝までを扱っている。冒頭には「鴻龐氏紀 涇陽王 名祿統 相伝我越之首君也」とある。散文の記述のあとに洪錦の詠詩を置くが、その一節には「(涇陽・貉龍は) 神農氏の後をついで南邦を治める (継神農後治南邦)」とある。涇

陽・貉龍から通史を始めることについて何の説明も弁明もない。貉龍君については、水府に移った貉龍君を民衆が呼び出すとき「逋乎」と呼びかけたという『嶺南摭怪列伝』という説話集に出てくる話を取り上げられている〔陳・鄭・陳編 1992a:29〕。「逋」は字喃でベトナム語の**bó**（父）を表す。君主を「逋」と呼ぶのは「国俗」であるとする。「国俗」の始原を貉龍君の事跡として強調しているわけである。この点について杜文心の序は、「国音俚語の刪るべからざるものはこれを存してその実を紀す」と述べている。また洪錦の詠詩は「越甸の靈」の加護に言及している。これは『越甸幽霊集』という別の説話集を想起させる〔陳・鄭・陳編 1992b〕。

『欽定越史通鑑綱目』に異を立てるこの歴史書に序を寄せた二人の人物は、20世紀初頭には保護国阮朝の重要人物となる。高春育は父安の出身で嗣徳29年（1876）の挙人である1898年に国史館副総裁、1902年に同総裁となり『大南寔録』第五紀・第六紀の責任者となった。1901年からは国士監も管掌し1907年に近代的教育改革のために学部が設けられるとその尚書となった〔Đỗ 2020〕。杜文心は河内の出身で嗣徳33年（1880）の進士である。両者とも王朝の独占していた情報を士人や民間に公開するための概論書を維新年間に編纂している^{xxiv}。高春育は維新2年（1908）に『国朝史撮要（国朝前編撮要・国朝正編撮要）』、維新3年（1909）に『国朝律例撮要』の編纂責任者となっている。このときの肩書は「学部尚書国史館總裁兼国子監管修書局」であり、国史館管修書局に動員されたスタッフが編集に携わっている。『国朝史撮要』は『大南寔録』の縮約版である。杜文心は維新3年（1909）に『大南典例撮要』、維新4年（1910）に『国朝律學揀要』を編纂している。いずれも「大法欽命北圻統使大臣」すなわちトンキン理事長官の承認を受けている。杜文心は「協辦大學士充北圻統使府會同清查事」であり、編輯スタッフも北圻統使府（トンキン理事長官府）に動員された人たちであった。高春育はインドシナ総督の教育改革の動きのなかで科挙の近代化を志向し、杜文心はトンキン理事長官の協力者として阮朝官人統治システムのガイドブックを作ろうとしていた。杜文心は1911年にはĐỗ Hữu Phươngや黄高啓らとともにインドシナ高等評議会のメンバー（ただし副会員）に選ばれている〔Quốc sử

quán triều Nguyễn 2011:553-554]。20世紀初頭に植民地体制に積極的に対応してゆく官人エリートのなかに阮朝公的史観とは異なる古いタイプの史書を支持する人がいたということになる。ただし、20世紀に入って新しい啓蒙活動に携わるようになっていた時期に、彼らが涇陽・貉龍についてどのように考えていたかについてはいまのところ私は確たる情報を持たない。

維新5年（1911）には、西山朝期に『大越史記前編』を編纂した呉家の子孫である呉甲豆が『中学越史撮要』という新しい科挙カリキュラムに対応した歴史教科書を刊行した〔嶋尾 2004:178-180〕。「北圻学政会同座」の認可を受けた公定教科書である。この教科書は様々な新しい工夫をこらしているのだが、神話・伝説への懐疑を示すことはせず、歴史の起点を涇陽王としている。一例だけであるが、『欽定越史通鑑綱目』の通史革命をすべてのベトナム知識人が受入っていたわけではないことが知られる。

おわりに

本稿の考察内容をまとめておく。

呉士連の『大越史記全書』は、「史記」や「本紀」（副題）の名を冠するものの、むしろ朱熹の『資治通鑑綱目』や劉恕『資治通鑑外紀』の影響のもとに構成された。劉恕に倣って旧史に先立つ時代が外紀として挿入された。そこには神話伝説の類も含まれ通史の起点は涇陽王・貉龍君とされた。通鑑系の包括的通史が前提となって成立したものである。その後もベトナムの史家の通鑑への関心は深く、その名を冠する史書が作られた（これも名のみの可能性はあるが）。景治年間に増補改定された『大越史記全書』は朱子綱目流の「凡例」を引き継ぎ正統論を展開している。18世紀には通鑑系の包括的通史の縮約本がベトナムにも伝わっていたようである。西山朝期の『大越史記前編』にはその影響が窺われる。

19世紀初にフエの勢力がハノイの勢力を倒して成立した阮朝は黎朝期の国史叙述をそのまま承認することは出来ず、全面改定に着手したが、それが完成したのは阮朝がフランスの保護国となった後であった。当初明命帝が問題

にしたのは黎朝中興後の北部の史官の鄭氏政権の専横への阿諛であった。明命帝は「信史」の編纂を命じたが、『大南寔録』の関連記事を見る限りそこで通鑑や正統に言及してはいない。「信史」の不在ゆえに科挙試験に「北史」（中国史）だけでなく「南史」（ベトナム史）を出題するようにとの要望は却下された。それはその後のベトナム知識人の関心事であり続けたが、保護国化後の1906年の試法改革においてようやく「南史」が科挙試験に主題されるようになった。

国史の改定に実際に着手した嗣徳帝は明命帝とは異なり、再び正統論を強く意識するようになり、「紫陽綱目書法」に倣う『欽定越史通鑑綱目』が編纂された。独自の厳格な「凡例」が定められたが、そこでまず問題になったのは通史の起点をどうすべきかという問題であった。改訂派は金履祥『資治通鑑前編』と南軒『資治通鑑綱目前編』に依拠して通史の起点を涇陽から雄王に移すことを主張しそれが基本的な方向となった。ただし、それに反対の人々もあり、妥協・調整の末に綱に雄王を記述し目に涇陽を記述する形態が承認され印行された。それはその後の通史の基調となったが、依然として涇陽を起点とする通史も存続した。

注

- i 国立公文書館所蔵の明代の版本（林羅山の正保二年（1645）八月十二日付の書き込み）に付された劉恕の序を見ると、庖犧を起点とする考え方のほかに、『史記』の紀年に倣い周共和元年を起点とする歴史観も示されている。
- ii 「荒誕」「不經」は常に批判の対象であるが、儒教的に合理的な解釈が可能であれば受容できるため、その判断基準は不動ではない。
- iii 『統資治通鑑綱目』については〔高橋 2016〕。
- iv ただし、この「凡例」には混乱もある。属明期（永楽帝の支配期）について、この「凡例」では、明が実質的に統治した20年（1408-27）でなく、4年間（1414-17）とすると規定している。ところが、正和本の丁未（1427年）条の末尾の注では、「全書」は属明期を14年間（1414-1427）とするが、ここでは「越鑑」（武瓊『大越通鑑』）に従って4年間とするとある。私は、本来の呉士連の「凡例」では、属明期を20年間ではなく14年間とすると規定されていたのではないかと推測する。それを武瓊が4年間に改めた。景治本あるいは正和本が「凡例」を採録す

- る際に本来ならば、〈20年間に14年間に改めた〉という正文に対して〈ここでは武瓊に従って4年間とする〉と注記すべきところを省略して〈20年間に4年間とする〉という条文に変えてしまったのではあるまいか。
- v 『大南寔録正編第一紀』 卷15:3b 辛酉二十二年秋八月条。
- vi 『同』 卷48:2a 嘉隆十三年春正月条。
- vii 『欽定越史通鑑綱目』の巻首に付された上奏内に「諸家稗乘記載之言」を参照するという言い方があるので、「南史記載諸家文集」を一まとまりと考えておく。
- viii 不変の真実の歴史。『春秋公羊伝』 昭公十二年。
- ix 『大南寔録正編第二紀』 卷186:4a-5b 明命十八年冬十一月条。
- x 『同』 卷187:34b-35b 明命十八年冬十二月条
- xi 『同』 卷189:30a-31b 明命十九年春二月条
- xii 『同』 卷208:24a 明命二十年冬十二月条。その後、諸地方から「黎史旧編」が提出された。「自永治以後抄本八卷、自徳元以前印本二卷、永治以後抄本三卷、会典抄本二卷」である。
- xiii 明命帝は明命20年（1839）春3月に張登桂と対話をしたときにも君臣の名分という観点から鄭氏を強く批判し、さらに黎史の筆者について「知食鄭之食、曲爲飾辭耳」として強く非難している。
- xiv 『欽定大南会典事例』 卷106:3a
- xv 『国朝郷科録』 卷3:50b; 卷4:12a.
- xvi 『欽定大南会典事例続編』 卷28: 41b [中国社会科学院歴史研究所編 2015: 4992]
- xvii 1877年に刊行されたチュオン・ヴィン・キーの通史が『欽定越史通鑑綱目』を利用している〔嶋尾 2017:275〕ことから草稿の流通が推測される。3.4で述べるように1876年に草稿の外部点検が行われていることにも注意が必要である。
- xviii 『欽定大南会典事例』 卷28:34b [中国社会科学院歴史研究所編 2015:4989]
- xix 『大南寔録正編第三紀』 卷23:5b
- xx 「信以伝信」あるいは「著以伝著」と対になる。信頼できる明らかなことは信頼できる明らかなこととして伝え、疑わしいことは疑わしいこととして伝える。『春秋穀梁伝』 桓公五年・莊公七年。
- xxi 「高陽氏之《南至交趾》」「陶堯氏之《宅南交》」「周成王越裴氏之《重訳而来》」が挙げられている。それぞれ、『書経』 虞書、『史記』 五帝本紀、『尚書大伝』が出典である。
- xxii 伏羲起点を肯定するのであれば、それを根拠に伏羲に後続する神農氏の子孫たる涇陽・貉龍を肯定する議論もありえそうだが、そのように論じる者はいなかった。『欽定越史通鑑綱目』の編纂において中国の開闢論とベトナム史を接合する意識は存在しなくなっているようである。
- xxiii 実はこの序には「庚辰科進士海安総督家川戮筠文心謹序」とあるだけで杜文心の姓名は明記されていないが、すぐ後に取り上げる『国朝典例撮要』には「賜庚辰科三甲同進士協辦大學士充北圻統使府會同清查事家川杜文心」とあり同一人物とみなしうる。庚辰科三甲進士には杜文愛という人物しか見当たらない。これは育

徳帝の諱膺愛を避けて改名したものではないかと思われる。

xxiv 以下で検討する資料はいずれもベトナム国家図書館が所蔵しておりデジタル版を図書館のサイトで見ることができる。

参考文献

- Đỗ Thị Hương Thảo. 2020. "Những vấn đề giáo dục và khoa cử Việt Nam cuối thế kỷ 19 đầu thế kỷ 20: Nhìn từ đề xuất của Cao Xuân Dục." *Nghiên cứu lịch sử* 527
- Fedorin, A.L. 2011. *Những cứ liệu mới về việc chép sử Việt Nam*. Hà Nội: Nxb, Văn hóa-thông tin
- Langlet, Philippe. 1990. *L'Ancienne historiographie d'État au Vietnam t. 1: Raisons d'être, conditions d'élaboration et caractères au siècle des Nguyễn*. Paris: École française d'Extrême-Orient, c1990
- Nguyễn Đức Diệu ed. 1993. *Đại Việt sử ký toàn thư tập 4*. Hà Nội: Khoa học xã hội
- Nguyễn Thị Oanh. 2019. "Khoa thi hán học cuối cùng và ảnh hưởng của nó tới kế sĩ Bắc Hà giai đoạn cuối thế kỷ 19 đầu thế kỷ 20 qua tư liệu hán nôm." *Nghiên cứu lịch sử* 524
- Ngô Đức Thọ ed. 2006. *Các nhà khoa bảng Việt Nam 1075-1919(tái bản)*. Hà Nội: Nxb.Văn học
- Phan Văn Khoái. 2019. "Khoa cử cải lương (1906-1919) bước quá độ và chuyển đổi từ khoa cử chữ hán sang giáo dục Pháp-Việt." *Nghiên cứu lịch sử* 520
- Trần Văn Giáp. 1984. *Tìm hiểu kho sách hán nôm tập 1*. Hà Nội: Nxb Văn hóa
- Quốc sử quán triều Nguyễn(Cao Tự Thanh tr.). 2011. *Đại Nam thực lục chính biên đệ lục kỷ phụ biên*. TP.HCM: Nxb.Văn hóa- văn nghệ.
- 中国社会科学院歴史研究所編.2015.『欽定大南会典事例：正統編：法国遠東学院藏本』重慶：西南師範大學出版社
- 許太榕（金時徳訳）. 2016.「朝鮮王朝における『資治通鑑』の受容とその理解」[金・濱野編 2016]
- 金時徳・濱野靖一郎編. 2016.『海を渡る史書：東アジアの「通鑑』』東京：勉誠出版
- 嶋尾稔. 2004.「20世紀初頭のベトナムの通史について」根本敬編『東南アジアにとって20世紀とは何か：ナショナリズムをめぐる思想状況』東京：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 嶋尾稔. 2012.「ベトナム阮朝初期初学テキストの中の国土・国史：『啓童説約』の検討」山本正身編『アジアにおける「知の伝達」の伝統と系譜』東京：慶應義塾大学言語文化研究所.
- 嶋尾稔. 2013.「『天南四字経』に関する覚書」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』44.
- 嶋尾稔. 2016.「『初学問津』に関する覚書」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』47.
- 嶋尾稔. 2017.「ベトナムにおける通史的歴史認識の研究のためのノート」『慶應義塾

大学言語文化研究所紀要』48

- 孫曉主編. 2015. 『標点校勘本 大越史記全書』重慶：西南師範大学出版社
- 高橋亨. 2016. 「明清における「通鑑」：史書と政治」[金・濱野編 2016]
- 竹内照夫. 2000. 『四書五経入門』東京：平凡社
- 陳慶浩・鄭阿財・陳義主編. 1992a. 『越南漢文小説叢刊 第二輯 神話伝説類 嶺南
摭怪列傳・嶺南摭怪列伝卷三統編・嶺南摭怪外傳・天南雲籙』台北：台湾学生書
局.
- 陳慶浩・鄭阿財・陳義主編. 1992b. 『越南漢文小説叢刊 第二輯 神話伝説類 粵甸
幽霊集録・新訂較評越甸幽霊集・越甸幽霊集録全編・越甸幽霊簡本』台北：台湾
学生書局.
- 陳荊和. 1984. 『校合本 大越史記全書（上）』東京：東京大学東洋文化研究所附属東
洋学文献センター
- 陳荊和編校. 1985. 『校合本 大越史記全書（中）』東京：東京大学東洋文化研究所附
属東洋学文献センター
- 陳荊和編校. 1986. 『校合本 大越史記全書（下）』東京：東京大学東洋文化研究所附
属東洋学文献センター
- 中砂明德. 2012. 『中国中世の福建人：士大夫と出版人』名古屋：名古屋大学出版会
- 蓮田隆志. 2003. 「『大越史記本紀統編』研究ノート」『アジア・アフリカ言語文化研究』
66
- 蓮田隆志. 2014. 「『華麗なる一族』のつくりかた：近世ベトナムにおける族結合形成
の一形態」關尾史郎編『環東アジア地域の歴史と「情報」』東京：知泉書館
- 蓮田隆志. 2017. 「ベトナム後期黎朝の成立」『東洋学報』99-2
- 福島正. 2016. 「『資治通鑑』の思想とその淵源」[金・濱野編 2016]